

## 身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人 宗像市社会福祉協議会  
ホームヘルプステーション

(本事業所における虐待や身体拘束等の防止と適正化に関する基本的な考え方)

第1条 社会福祉法人宗像市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の宗像市社会福祉協議会ホームヘルプステーション(以下「本事業所」という。)は、障害者虐待防止法及び高齢者虐待防止法の趣旨を理解し、本事業所利用者(以下「利用者」という。)に寄り添った介護支援等を提供するため、虐待や身体拘束等(以下「虐待等」という。)の防止と適正化を推進する指針(以下「この指針」という。)をここに定める。

2 本事業所は、虐待等の防止と適正化について、次の方針を定め、本事業所全職員に周知徹底する。

- ① 身体拘束は、虐待行為であることを認識し、身体拘束を許容する考え方を肯定せず、安易に「やむを得ない理由」による身体拘束を行わない
- ② 本事業所全職員の強い意志で身体介護や家事支援の本質を考え、職員数が少ない場合においても虐待等の防止と適正化に努める
- ③ 利用者の人権と人格を最優先に考慮し、先入観や慣習等で虐待等を行わないための創意工夫を検討・実践する
- ④ 「やむを得ない理由」により身体拘束を行った場合は、利用者や家族、行政等に十分な説明と報告を行い、必要な記録を残す

(虐待防止委員会に関する事項)

第2条 本事業所は、虐待等の防止や適正化を推進するため、本会「虐待防止委員会規程(令和4年3月30日規程第6号。以下「委員会規程」という。)」により設置された本会虐待防止委員会(以下「委員会」という。)に参画する。

2 本事業所は、「委員会規程」第4条の規定により、下記の事項について検討・協議するとともに、社会福祉法人宗像市社会福祉協議会宗像市障害児通園事業所指定児童発達支援事業運営規程第2条第4項の規定により「委員会」が開催する会議に年1回以上定期的に参加する。

【常任委員会】

- ① 虐待等防止に係る指針の作成及び見直し
- ② 各事業所における虐待等防止に関する職員等対応マニュアルの作成にかかる支援

- ③ 虐待等防止に係る研修の実施
  - ④ 職員の虐待等防止意識の向上や知識及び情報の周知とともに、虐待等のない施設環境づくり
  - ⑤ 虐待等事例の検証及び防止策の立案
  - ⑥ 利用者の支援の場に虐待等及び虐待等につながるような支援が行われていないかの観察、及び必要に応じ、職員への改善指導
- 2 【対策委員会】
- 対策委員会は、事案の解決及び事後の処理方法等についての具体的な検討を行う。
- 3 虐待防止責任者（管理者）は、次のことを検討・協議する。
- ① 本事業所の年間研修計画に沿って研修及び必要な教育を実施する
  - ② 日常的な支援について利用者の人権を尊重した適切な支援が行われているか確認する
  - ③ 虐待等の兆候がある場合には、委員会の協力を得て慎重に調査・検討し、対策を講じる
  - ④ 虐待等が発生した場合、その原因を分析し再発防止策を検討して実施する
  - ⑤ 虐待等が発生した場合、適切な手続き・方法で行われたかどうか確認する
- 4 委員会の構成は、委員会規程の規定による。

（虐待等の防止と適正化のための職員研修に関する基本方針）

第3条 本事業所は、本事業所全職員に対象に虐待等の防止と適正化等に関する研修を年1回以上実施する。なお、新規採用者については、入職後3カ月以内に研修を実施する。

（本事業所で発生した身体拘束に関する報告等に関する基本方針）

第4条 身体介護や家事支援等の提供にあたり、利用者本人の生命および身体を保護するために緊急かつやむを得ない場合を除き、身体拘束等の利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 本事業所は、正当な理由がない利用者の身体を拘束について、下記の行為が該当するものとする。
- ① 車いすやベッド等に縛り付ける
  - ② 手指の機能を制限するためミトン型の手袋をつける
  - ③ 行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる
  - ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
  - ⑤ 行動を落ち着かせるため、向精神薬を過剰に服用させる
  - ⑥ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する

【参考】 「厚生労働省の身体拘束ゼロへの手引き 2001年3月」

- ① 徘徊しないように車いすやベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないようにベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように又、皮膚を掻きむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥ 車いすやイスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように Y 字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐためにベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る

（身体拘束発生時の対応に関する基本方針）

第5条 本事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録する。なお、「利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には、身体拘束が認められている。ただしこの場合「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施される場合に限られる。

\* 緊急やむを得ない場合の対応とは、支援の工夫等では十分に対処できない一時的な事態に限定される。安易に「やむを得ない」として身体拘束を行わないように慎重に判断する必要がある。具体的には、「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 2001 年 3 月）に基づく要件、手続きに沿って判断する必要がある。

\* ただし、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存機能が活かせるよう安定した着座姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は、やむを得ない身体拘束ではなく、その行為を行わないことがかえって虐待に該当することに留意する。

（1） やむを得ず身体拘束を行う場合の 3 要件

① 切迫性

利用者又は他の利用者等の生命、身体又は権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。「切迫性」を判断する場合には、身体拘束を行うことにより利用者の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで、利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える支援の方法がないこと。「非代替性」を判断する場合には、いかなる場合でもまずは身体拘束を行わず支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数の職員で確認する必要がある。また、拘束の方法も利用者の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択しなければならない。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。「一時性」を判断する場合には、利用者の状態像等に応じて必要な最も短い拘束時間を想定する必要がある。

(2) 「やむを得ず」身体拘束を行うときの手続き

① 組織による決定と身体拘束に関する説明書等への記載

- ・ やむを得ず身体拘束を行う場合には、本事業所サービス提供責任者会議等（以下「サ責会議」という。）で組織として慎重に検討し決定する。また委員会でも慎重に検討・決定し、サ責会議の決定との整合性を担保する。原則として個人的判断では行わない。
- ・ やむを得ず身体拘束を行う場合には、身体拘束に関する説明書等に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載する。サ責会議や委員会等で身体拘束の原因となる状況を徹底的に分析し、身体拘束の防止や適正化に向けた取り組み方針や目標を決定する。

② 利用者・家族への十分な説明

- ・ やむを得ず身体拘束を行う場合、これらの手続きの中で利用者の家族に対して、事前に身体拘束に関する説明書等で身体拘束の内容、目的、理由等を詳細に説明し理解を得る。
- ・ 事前に利用者の家族に説明し理解を得ている場合でも、実際に身体拘束を行う時点で必ず個別に説明し理解を得る。ただし、切迫性による緊急時を除く。

③ 行政等への相談、報告

- ・ やむを得ず身体拘束を行う場合、宗像市（介護保険課や福祉課）や地域包括支援センター、障害者虐待防止センター等に相談、報告する。利用者支援の中での様々な問題は、本事業所職員だけで抱え込まず、関係機関等と連携し、支援について様々な視点からアドバイスや情報を得る。

④ 身体拘束に関する事項の記録

- ・ やむを得ず身体拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等必要事項を記録する。
- ・ やむを得ず身体拘束をしたことに該当しないと判断された場合は、直ち

に身体拘束を解除し利用者および家族等に報告し記録する。

- ・具体的な記録は、身体拘束に関する説明書等を使用する。記録には、日々の心身の状態等の観察、身体拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、本事業所職員間、委員会（対策委員会）、利用者家族、介護（相談）支援専門員等の関係者で直近の情報を共有する。また、この記録は整備し行政指導、監査においても閲覧できるように対処する。
- ・各記録は利用者が退去等でサービスが終了した日から5年間保管する。

### （3）身体拘束廃止未実施減算

- ・2018年度障害福祉サービス等の報酬改定で、身体拘束の適正化を図るために身体拘束等に係る記録をしていない場合、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」が既に創設されている。なお、2021年障害福祉サービス等の報酬改定で身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設、事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件が追加された。

\* 対象：生活介護、短期入所、就労継続、**児童発達支援**、放課後デイサービス等

- ・2021年度障害福祉サービス等の報酬改定で、訪問系サービスも知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため運営基準に「身体拘束等の禁止」の規程を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」が創設された。

\* 対象：**居宅介護**、**重度訪問介護**、**同行援護**、**行動援護**等

（利用者等に対するこの方針の閲覧に関する基本方針）

第6条 この方針は、本事業所内に掲示等するとともに、本会ホームページに掲載し利用者および家族等、また本事業所全職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

（その他この指針を推進するために必要な基本方針）

第7条 この指針に定める事項の解釈に疑義が生じた場合、またこの指針に定めていない事象が発生した場合は、本事業所と委員会、利用者や主たる介護者等で誠意をもって解決を図るものとする。

2 この指針の運営や事項に関して改正が必要な場合は、委員会と協議し改正を行う。

附則 この方針は、令和5年3月1日より実施する。